

様式第1号

生駒市市民活動団体支援制度登録申請書

平成24年4月27日

生駒市長 山下 真 殿

団体名 生駒の地域医療を育てる会

代表者名 加来 洋八郎

所在地 生駒市

電話 0743-11-

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例第5条の規定による登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 支援対象事業の名称

医療連携における『かかりつけ医』の役割を考えよう！

2 支援対象事業の分野

[主たる分野を一つ選択し、○で囲んでください]

- 保健・医療・福祉
- 社会教育
- まちづくり
- 観光
- 農山漁村等
- 文化・芸術・スポーツ
- 環境の保全
- 災害救援
- 地域安全
- 人権・平和
- 国際協力
- 男女共同参画
- 子どもの健全育成
- 情報化社会
- 科学技術
- 経済活動
- 職業能力・雇用機会
- 消費者の保護
- NPO支援
- その他 ( )

3 支援金希望額 (D) 128,630 円

事業に要する経費 (A)	260,260 円
事業に要する経費のうち対象となる経費 (B)	257,260 円
事業によって得られる収入 (C)	131,630 円
支援金希望額 (D) ※「支援金希望額」は、(B)の2分の1以内 (上限 50万円) 又は「(A)-(C)」のいずれか高くない方	128,630 円

【添付書類】

- (1) 団体概要調書 (様式第2号)
- (2) 規約、会則、定款等その他これらに類するものの写し
- (3) 団体構成員名簿の写し
- (4) 支援対象事業に係る事業計画書 (様式第3号)
- (5) 支援対象事業に係る収支予算書 (様式第4号)
- (6) 書類送付先等届出書
- (7) 団体紹介冊子原稿



## 団体概要調書

団体名	生駒の地域医療を育てる会		
市内事務所の所在地	〒630- 生駒市 専用事務所・ <u>住居と兼用</u> ・その他( )		
	電話	-	FAX -
代表者氏名	加来 洋八郎		
設立年月	平成20年 7月	主な活動地域	生駒市内
会報等の発行	<u>有</u> (29回発行)・無	会員数	34人
メールアドレス	renraku@sodateyou-ikomanoiryu.org		
ホームページ	http://www.sodateyou-ikomanoiryu.org		
団体の目的	地域の中核となる生駒市の新病院を実現し、そこを拠点として、市民が行政機関、医療機関と協力して地域医療を育て、地域完結型医療を実現すること。(会則第3条より)		
主な事業内容	(1) 地域の医療課題に関する調査、研究 (2) 市民、医療機関、行政機関の参加する懇談会、学習会、講演会などの開催および参加の呼びかけ (3) 市民に対する情報紙、パンフレットなどの発行、配布 (4) 地域の医療機関、行政機関に対する提言、情報の提供 (5) その他、前条の目的達成に必要なとする事業 (会則第4条より)		
主な活動の実績	1, 市民による市民のための医療講座 “子供の急病どうしよう!” “上手な小児科のかかり方” 2, 市民の集い“どうする生駒の新病院”パートI~III開催 3, 兵庫県立柏原病院の小児科を守る会代表による講演会 4, 医療に関係した県政出前トークや市のどこでも講座を活用し学習(会員・一般を対象) 5, 学習会『緊急時の応急処置を学びましょう!』 6, おしゃべりサロン(会員、内容によっては一般を対象)月1回程度。地域医療に関連した学習会や意見交換会を実施。 7, 子どもの急病用小冊子 “病院に行くその前に”の普及		

	8, 生駒市民が選択する市民活動団体支援制度対象事業“山添村モデルに学び地域医療を育てる”を実施 9, “健康のつどい”で活動紹介展示 10, 自主学習グループフェスタ、らら祭りに参加 11, 県・市・市議会などとの懇談や同機関への提言・要望書の提出 12, ニュース等による情報提供 13, 他団体と共同で市立病院建設に対する署名活動を行い、2万筆を越える署名を県に提出
市から受けて いる他の補助 金等	<div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 有                   補助金等の名称 _____                   担当課 _____       </div> <input checked="" type="checkbox"/> 無

# 生駒の地域医療を育てる会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「生駒の地域医療を育てる会」と称します。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を世話人会の定めたところに置きます。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 本会は、地域の中核となる生駒市の新病院を実現し、そこを拠点として、市民が行政機関、医療機関と協力して地域医療を育て、地域完結型医療を実現することを目的とします。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1) 地域の医療課題に関する調査、研究
- (2) 市民、医療機関、行政機関の参加する懇談会、学習会、講演会などの開催および参加の呼びかけ
- (3) 市民に対する情報紙、パンフレットなどの発行、配布
- (4) 地域の医療機関、行政機関に対する提言、情報の提供
- (5) その他、前条の目的達成に必要とする事業

## 第3章 会員

### (資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとします。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して、本会の事業に参加する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して、本会の事業を支援する個人または団体

### (入会)

第6条 本会の会員になるには、所定の手続きにより入会を申し込みます。

### (会費)

第7条 会員は、所定の会費を所定の期日までに納入します。

2. 既納の会費はいかなる理由によっても返還しません。

### (退会)

第8条 会員は役員に連絡して、退会することができます。

### (資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由があるときはその資格を喪失します。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき

- (3) 会費を特別な理由なく長期間滞納したとき
- (4) 本会に多大な損失を与えたと世話人会が認めたとき

(異議申し立て)

第10条 前条(3)(4)号の適応を通告された会員は、弁明の機会が与えられるものとします。

#### 第4章 役員、運営委員等

(役員)

第11条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 代表 1名
- (2) 世話人 必要数
- (3) 監事 1名

(役員職務)

第12条 代表は本会を代表して会務を総括します。

- 2. 世話人は世話人会を組織して会務を執行します。
- 3. 監事は本会の業務および会計に関し、次の業務を行います。
  - (1) 本会の会計を監査すること
  - (2) 会計または業務の執行について不正の事実を発見したとき、まず世話人会に報告すること
  - (3) 前号の報告のため必要と認めたときは、世話人会または総会の招集を求めること

(役員選任)

第13条 世話人は正会員の中から総会で選任します。

- 2. 代表は、世話人の互選により選出され、総会の承認を受けます。
- 3. 監事は、世話人を除く会員から総会で選任します。世話人と監事は相互に兼ねることはできません。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任は妨げないものとします。ただし、代表及び監事は6年を超えて在任することはできません。

(運営委員)

第15条 本会に運営委員を置きます。

- 2. 代表は世話人会の互選により運営委員会を組織します。
- 3. 運営委員任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができます。

- 2. 顧問は運営委員会が推薦し世話人会の承認を得るものとします。
- 3. 顧問任期は2年とし、再任を妨げないものとします。
- 4. 顧問は本会の運営に関する重要事項について世話人会の諮問に応じるものとします。

(事務局)

第17条 本会に事務局を置きます。

2. 事務局の編成等については、世話人会の議決を経て定めます。

## 第5章 会 議

### (会議)

第18条 本会に、次の会議を置きます。

- (1) 総会
- (2) 世話人会
- (3) 運営委員会

### (総会)

第19条 総会は、正会員をもって構成します。

2. 総会は定期総会および臨時総会とします。
3. 定期総会は、毎年1回代表が招集します。
4. 臨時総会は、世話人会の議決があったとき代表が招集します。
5. 総会の議長は出席会員の互選により選出します。
6. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立するものとします。
7. 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところにより  
ます。
8. 次の事項は、総会の承認を得なければなりません。
  - (1)代表の就任及び会則の改廃についての事項
  - (2)事業計画および収支予算についての事項
  - (3)事業報告および収支決算についての事項
  - (4)その他世話人会が必要と認めた事項
9. 総会の決議事項は会員に通知しなければなりません。

### (世話人会)

第20条 世話人会は代表あるいは世話人の3分の1以上が必要と認めたときに招集します。

2. 世話人会は、次の事項について審議または議決します。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
3. 世話人会の議長は、代表または代表が指名する者が務めます。
4. 世話人会の議決は、世話人の半数以上が出席していなければ議決することは  
できません。世話人会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のと  
きは議長の決するところによります。
5. 監事は世話人会に出席して意見を述べることができます。

### (運営委員会)

第21条 運営委員会は次の事項について審議します。

- (1) 世話人会に提起する事項および世話人会より諮問を受けた事項
  - (2) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 運営委員会は世話人会からの付託に応じこれを執行します。

## 第6章 ワーキング・グループ

### (ワーキング・グループ)

第22条 本会の事業を円滑に遂行するため、世話人会の議決に基づきワーキング・グループなどを設置することができます。

## 第7章 会計

### (会計)

第23条 事務局内に会計を置きます。

2. 本会の費用は、会費、寄付金、事業収入その他の収入をもって充てることとします。

### (予算)

第24条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に運営委員会が編成し、世話人会の議決を経て総会の承認を得るものとします。

### (決算)

第25条 本会の収支決算は毎会計年度終了後に会計の報告に基づき運営委員会が作成し、事業報告とともに監事の監査を受け、世話人会の議決を経て総会の承認を得るものとします。

### (会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

## 第8章 変更、その他

### (会則の変更)

第27条 この会則の変更は、世話人会において3分の2以上の賛成による議決を経て、かつ、総会の承認を得なければならないものとします。

### (解散)

第28条 本会の解散は、世話人会および総会において、各々3分の2以上の賛成による議決を経なければならないものとします。

## 第9章 補則

### (細則)

第29条 この会則を施行するための細則は、世話人会の議決を経て別に定めることにします。

付則 1. この会則は、平成20年11月15日から施行します。  
2. 正会員の会費は次の通りです。  
年会費2,400円(月額200円)  
年度の途中入会者の会費は、年度の残り月分とします。

支援対象事業に係る事業計画書

<p>団体名</p>	<p>生駒の地域医療を育てる会</p>
<p>事業の名称</p>	<p>医療連携における『かかりつけ医』の役割を考えよう！</p>
<p>事業の目的 及び効果</p>	<p>昨年の支援対象事業『山添村モデルに学び地域医療を育てる』を通じ、よりよい地域医療を実現するためには、医師と住民との信頼関係や行政の役割が重要であること、県が地域医療の手本としている山添村では、かかりつけ医が疾病の予防から医療までのかなりの部分を担っていることを知った。しかし、一次の医療機関しかない山添村と異なり、一次、二次、三次の複数の医療機関が存在する生駒市では、かかりつけ医の役割は変わってくる。市民はかかりつけ医からすべての医療を受ける必要がないばかりか、数ある医療機関のどこに、あるいはどの診療科にかかるべきかわからない状態になっている。したがって、かかりつけ医には、地域の医療機関が連携して最も適切な医療を一人一人の患者に提供するための調整機能が求められているのではないかと、より有効で効率的な地域医療のためには医療連携において『かかりつけ医』が重要な役割を果たせるようにすべきではないかと推測された。</p> <p>そこで、今年度は日本の医療制度におけるかかりつけ医の位置づけやその実状、諸外国のかかりつけ医制度などを学習すると共に、医療の提供者である医師、受け手の患者、住民からも意見を聴取し、生駒市においてかかりつけ医に期待される役割は何かを考え、それを通じて、より安心できる地域医療の在り方探しとその普及に繋げていきたいと考えている。</p>
<p>事業のアピール</p>	<p>医療は健康な時には気にとめない存在かもしれませんが。しかし、ご自身や家族が病気になると、医療なしではすまされません。いざという時、どこにかかればよいか、おわかりですか？</p> <p>緊急な病気でなくても、たとえば喉が痛い時、内科にかかるべきか、耳鼻咽喉科にかかるべきか、いろいろ診療科のそろった大きな病院にかかるべきか、近くの診療所にかかるべきか、等々、困ってしまいますね。そんな時にアドバイスしてくれる身近なお医者さんがいれば安心です。</p> <p>いざという時、困らないように、また、生駒の地域医療が有効で、効率的なものになるように、医療連携における『かかりつけ医』の役割を一緒に考えてみませんか？</p>

\*各項目を別紙にて添付可



主な対象者	生駒市民	
事業実施期間	平成24年6月～25年3月	
交付決定前の 事業着手	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(その理由) 25年3月までに一定の結論を得るために、交付決定前から講演会『かかりつけ医とその制度について学ぼう』を実施し、専門家からかかりつけ医の実情や課題について学ぶ必要がある。
	<input type="checkbox"/> 無	
事業実施場所	生駒市内のホールやららポート、先進地（京都市の予定）	
事業スケジュール	時期 (月)	<p>内容</p> <p>6月 事業準備及び事業案内</p> <p>7月 講演会『かかりつけ医とその制度について』 (医療の専門家による講演会)・・・①</p> <p>10月 フェスタで中間報告(展示)</p> <p>11月 見学会(先進地での取り組みを学ぶ)・・・②</p> <p>1月 地元医師との意見交換会・・・③</p> <p>2月 事業報告と医療の専門家による講演 (予定：みんなで考えよう！医療連携における『かかりつけ医』の役割について)</p> <p>3月 事業のまとめ</p> <p>・講師の都合等でスケジュール変更の可能性有り。 ・上記以外にも適宜、学習会を開催する予定。 ・見学会の参加費は参加人数により変更する可能性有り。</p>
実施体制	総括：加来洋八郎 プログラムチーフ：長谷川惇 マネージメントチーフ：伊木まり子	

## 支援対象事業に係る収支予算書

団 体 名 生駒の地域医療を育てる会

事業の名称 医療連携における『かかりつけ医』の役割を考えよう！

## 1 収入

(単位：円)

項目	金額	説明(積算等)
生駒市支援金	128,630	
事業収入	60,000	②見学会参加費@3,000×20
自主財源	71,630	
合 計	260,260	

## 2 支出

(単位：円)

項目	金額	説明(積算等)
賃金	49,700	配付資料作成、司会、報告
報償費	50,000	講師謝礼
旅費		
消耗品費	8,000	コピー用紙等、文房具類
食糧費	7,000	講師お茶代、運転手昼食代、お土産代
燃料費		
印刷製本費	25,000	資料印刷代、ニュース掲載印刷代
通信運搬費	20,000	企画案内郵送代
保険料	560	ボランティア日帰保険
委託料		
使用料及び賃借料	100,000	会場使用料、バス貸し切り料
原材料費		
備品費		
その他		
合 計	260,260	

## 【添付書類】

(1) 支出科目の内訳書

(2) 備品購入理由書(備品の購入がある場合)

支出項目の内訳書

項目	金額 (円)	内訳
	支援対象経費額 (円)	
賃金	49,700	配付資料作成 @ 700×3H×21人 司会・報告 @ 700×2H×4回
	49,700	
報償費	50,000	講師謝礼 ① 30,000、② 10,000、 ③ 2,000×5
	50,000	
旅費		
消耗品費	8,000	コピー用紙等 5,000、文房具類 (1年分) 3,000
	8,000	
食糧費	7,000	講師お茶代 2,500、② 運転手昼食 代 1,500、お土産 3,000
	4,000	
燃料費		
印刷製本費	25,000	資料印刷代 5,000、ニュース掲載 印刷代 40,000×1/4×2=20,000
	25,000	
通信運搬費	20,000	企画案内郵送代 @ 80×250人 =20,000
	20,000	
保険料	560	② ボランティア日帰保険 @ 28×20人
	560	
委託料		
使用料及び 賃借料	100,000	会場使用料 40,000、 ② バス貸し切り料 60,000
	100,000	
原材料費		
備品費		
その他		
合計	260,260	
	257,260	